

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ職務ヲ政理ス
一内閣會議會ノ職務ハ内閣調本局之ヲ掌ル

内閣審議會官制

(昭和十年五月十一日
勅令第百十八號)

内閣審議會官制

- 第一條 内閣審議會ハ内閣ニ隸シ其ノ諮問ニ應ジテ重要政策ニ付調査審議ス
- 第二條 内閣審議會ハ重要政策ニ付内閣ニ建議スルコトヲ得
- 第三條 内閣審議會ハ會長一人、副會長一人及委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第四條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 第五條 副會長ハ國務大臣ノ中ヨリ之ヲ勅命ス
- 第六條 委員ハ練達堪能ノ者ノ中ヨリ簡拔シテ之ヲ勅命ス
- 第七條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 第八條 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 第九條 會長副會長共ニ事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員會長ノ職務ヲ代理ス
- 第十條 國務大臣ハ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
- 第十一條 内閣審議會ノ議事ニ關スル規則ハ内閣總理大臣之ヲ定ム
- 第十二條 内閣審議會ニ幹事ヲ置ク 内閣書記官長、法制局長官及内閣調査局長官ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ會長及副會長ノ指揮監督ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
第八條 内閣審議會ノ庶務ハ内閣調査局之ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(日本標準規格B5判)

内閣審議會議事規則案

第一條 會議ノ日時及場所ハ會長之ヲ定ム

第二條 會長ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス

第三條 會議ハ委員半數以上出席スルニ非ザレバ之

ヲ開クコトヲ得ズ

第四條 會議ハ之ヲ公開セズ其ノ議事ハ特ニ秘密ヲ要

セザル限り會長ノ指揮ニ依リ之ヲ公表スルコトヲ得